

令和6年度第1回大府市空家等対策協議会 要点記録

開催日時	令和6年10月22日（火）午前10時00分～午前11時00分
開催場所	大府市役所5階 全員協議会室
出席者	会長：児玉 善郎 委員：大城 浩子、吉村 比富、萱野 佐知子、岡村 秀人 ※敬称略
欠席委員	深谷 政次、前田 博子、相馬 美保子 ※敬称略
事務局	伊藤部長、竹嶋課長、神田係長、浅岡主査、後藤主事
傍聴者	非公開のため傍聴なし
次第	1. あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 会長の選任及び会長代理の指名 4. 報告事項 (1) 特定空家等及び老朽度・管理不全度が高い空家の状況について 5. 議題 (1) 大府市管理不全空家等及び特定空家等認定基準の策定について

1. 市長あいさつ

2. 委嘱状交付

3. 会長の選任及び会長代理の指名

会長には推薦により児玉委員を選任、また、会長代理には児玉会長が深谷委員を指名した。

4. 報告事項

(1) 特定空家等及び老朽度・管理不全度が高い空家の状況について

事務局から説明を行い、主に以下の点について意見があった。

・認定した特定空家等について、状況が改善されないようであれば措置を進めざるを得ないのではないかな。

⇒（事務局）所有者に現状を理解してもらい、改善されるよう強く指導していく。

5. 議題

(1) 大府市管理不全空家等及び特定空家等認定基準の策定について

事務局から説明を行い、主に以下の点について質疑応答がなされたのち、議題について承認された。

・特定空家等は、法に基づき、判定するために立入調査ができるようになっている一方、管理不全空家等は、立入調査が出来ないことになっている。そのため、管理不全空家等については、外観目視のみで、認定から勧告まで行わないとなら

ないが、これは非常に難しい問題だと思う。特に、建築物等の倒壊につながる構造部材の破損や腐朽などは、外観からの目視だけで分かるのか懸念がある。国のガイドラインのため、全体的な問題ではあると思うが、今後の運用に関して、考えていかなければならない。

⇒（事務局）立入調査は特定空家等の認定に伴う調査について、法で規定されているものであるため、同様の調査を管理不全空家等についても行うことが妥当であるかの検討や、制限を付加することが可能であるかの整理が必要となる。

以上